

健発0521第10号
令和3年5月21日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」の改訂について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「新型コロナ予防接種」という。)については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添。以下「手引き」という。)において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について(令和3年5月21日付け厚生労働省発健0521第2号厚生労働大臣通知)により、新型コロナ予防接種の実施について、使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)が追加されたことから、手引きの別添である「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」について、別紙のとおり改訂しました。

貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の関係機関等に周知を図るとともに、実施体制の整備について、引き続き周到な準備方ご協力をお願いします。